

まちづくり基本条例検討委員会 第5回会議概要

1 日時：平成18年12月9日（土）午前9時30分から12時10分
場所：妻沼行政センター301会議室

2 次第

1 開会

2 あいさつ

3 まちづくり基本条例骨格の検討

- ・条文の見出しの検討
- ・条文内容の検討

4 諸連絡

(1) 次回会議について

日時 1月13日（土）午前9時から

場所 熊谷市役所302会議室

5 閉会

3 会議の概要

(1) 開会

司会 企画課長

(2) あいさつ

山口委員長

本日の委員会で自治基本条例の骨格、構成及び条文の内容について検討し確定させたいと思います。

(3) まちづくり基本条例骨格の検討

- ・条文の見出し及び条文内容の検討を行う

事務局：資料に基づき骨格及び構成の説明

委員長：各章ごとに見出し、条文内容を順次確定したい。

目的について意見をお願いします。

新 委員：今までの継続という意味合いが強い、歴史・文化を受け継ぐのではなく、掘り起こすという表現にしたら良いと思う。

小谷野委員：自治の基本の中に財政が入っていない。健全な財政運営を入れていただきたい。

事務局：健全な財政運営は、7の都市経営に入っています。

清水委員：この文章では受身である。特色を入れて目的にしたら良いと思う。

新委員：常に改革精神をもってまちづくりにあたる。今までのしがらみで行っていることが多すぎると思う。今までの歴史は必要だが、新しいまちづくりをしないといけない。

梁瀬委員：言葉は難しいもので、改革というと反対をする人がいない、中身を良く議論しないといけない。

新委員：姿勢としての言葉が必要である。

委員長：「ONE」には、オンリーワンとかナンバーワンとある。

用語の定義に入ります。意見をお願いします。

飯田委員：赤ちゃんから高齢者とあるが、お年寄りとか表現をそろえるべきである。「もの」という表現があるがどういう意味か。

事務局：前回の意見の中で、市内に居住すると表現すると、働く年齢をイメージしてしまう、子供から高齢者までという意見がありましたので、それを含めた表現を条文に表していきたいのでこのようにいたしました。「もの」は、「者」の誤字です。



事業者を市民に含めるかを議論していただきたいと思う。

新委員：用語の定義だから、これでよいと思う。

依田委員：市民の中に事業者を含めるか検討してほしいということですね。熊谷で事業を営んでいるからには、熊谷のまちづくりには参加していただきたい。事業者が市民の中に入るとしたらそういう考え方をするかですね。

上村委員：財政にもつながる。自治を運営する経費を誰が担うかという時、市民の責務として財政負担を入れたほうが分かりやすいと思う。小谷野委員の言うとおりだと思う。

清水委員：私は事業が熊谷で、住居が妻沼だった、合併前に市報を自治会からもらえなかった。合併したら自宅に市報が届くようになった。私は、事業者の権利も入れるべきだと思う。

梁瀬委員：事業者の持っている役割もかなり重い、ここでは、事業者をはっき

り位置付けたほうが良い。

清水委員：執行機関は具体的に市長と職員を指すのですか。

原口副参事：一般的に執行機関は、市長と農業委員会や教育委員会などの5つの行政委員会を言います。助役以下の職員は補助機関といいます。議会は、議決機関となります。

依田委員：市民に分かりやすい基本条例とするなら、執行機関の用語を定義したほうが良い。

原口副参事：市は、熊谷市という法人格で、議決機関と執行機関があいまって車の両輪のようになって市が形成されている。両方が一致して初めて車が動く。

清水委員：車の両輪ということだが、議会と市長の意見が異なったらどうなるのですか。

原口副参事：車の両輪ですから、動きません。この自治基本条例を例にすると、条例案を市長が提案し、議会に否決されれば、条例とはなりません。逆に、このような条例を議会が提案し、可決しても、市長は議会に差し戻せます。しかし、議会でもう一度三分の二以上の賛成があれば可決となります。

依田委員：執行機関の行政委員会の長の方が、この条例はおかしいということになったときはどうするのですか。

原口副参事：そういうケースは有り得ないと思います。自治基本条例は熊谷市の市政運営の基本を決めるわけで、例えば、教育委員会は、教育が専門分野、農業委員会は農業というように専門分野が違う。理論的には有り得ないということです。

委員長：用語の定義に執行機関を入れるということに決定します。

小谷野委員：市民の市内で事業を営むもの、市内で活動するものとあるが、続けてしまったほうが良いと思う。

原口副参事：ここでは、例示ということで出ています。条文は、こういうものを含んだ内容として条例化します。

事務局：NPOとか自治会を事業者に含むという表現も可能です。

新委員：自治会の定義はどうしますか。市としては重要な組織だと思いますが。

原口副参事：市は、自治会を作りましょうと呼びかけていますから、地方自治

法と同じ、地縁による団体という表現になると思います。

新 委員：目的に常に改革の精神を持つと入ると用語の定義も必要になる。

上村委員：改革という言葉は、現状を否定しないまでも変えていくということだとすると、違う語彙があると思う。

新 委員：改革精神を持って臨むという意味である。

委 員 長：改革は、用語の定義には入れないで、目的の中で表現していくことにします。

次に基本原則に入ります。3つの基本原則がありますが、これについて意見をお願いします。

飯田委員：責務と役割を理解というのは、自覚に表現を改めたほうが良い。自覚は自主的なものである。

行政情報、民間情報の連携を図るだと分からぬ。

事 務 局：この部分は、委員会で出たものなので入っているが、実際に運用する場合にかなり厳しいと思う。民間情報がどこまでのことを指すのか不明なのでもう一度議論をお願いしたい。

依田委員：NPOの団体が持っている情報と、行政の情報を交流させるというイメージである。そういう市民の情報を生かせねばよいと思うので連携より交流だと思う。

上村委員：連携だと、連携して何々するとなるので、互いの情報を共有するということでおいと思う。

新 委員：共有だと具体的すぎる。連携のほうが抽象的である。

上村委員：行政、民間それぞれの情報の中でお互い必要な情報を共有するということだと思う。法律用語の中の定義もあると思うので、委員の気持ちをくみとて条文にしていただきたい。

依田委員：行政の持っている情報と市民の持っている情報をうまく連携させてよいまちづくりをしようということです。

事 務 局：範囲を限定すれば、実際に条例を運用するときによいと思う。

委 員 長：連携でよいと思う。

出浦委員：市民の中に事業者は入ってきますね。

小谷野委員：事業を営む者は一人の人という意味ですか。

原口副参事：人に限らず、法人も入ります。

新 委員：市民と事業者の定義を一つにまとめたほうが良いと思う。

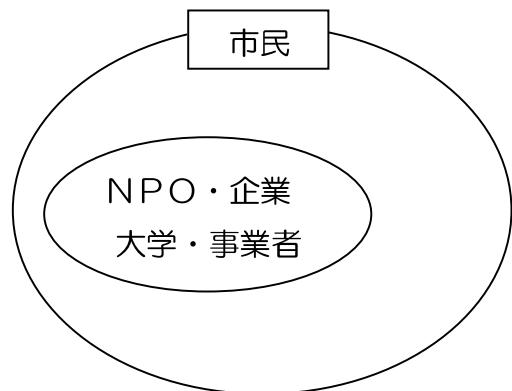
出浦委員：別が良いと思う。

新 委員：事業者の協力を得ないと前に進まないので、やはり定義が必要になると思う。

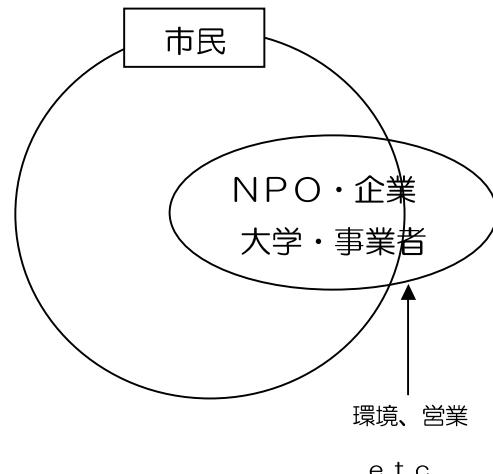
上村委員：市民の役割に市民の権利と事業者の責務とあるが、あらためて定義しないほうが分かりやすいと思う。

小谷野委員：市民というと一人一人という感じがする。事業者は団体という感じ。民間情報が事業者の情報となると無理だが、団体の情報なら可能かなとも思う。市民と事業者をどのように分けるかが難しい。

出浦委員：市民の中にNPO・企業・大学・事業者等が入っている。事業者を定義するのは、事業者の方に特にお願いしたいことをアピールできるという利点があるため。市民の中に事業者があり、事業者には権利も責務もあるというイメージである。



小谷野委員：市民と事業者は重なっていて一部重ならず、外に出る部分があると思っていた。環境のことを考えても、市民の枠から外れる部分だと思う。自治の基本であるから、事業者の営業の部分は市民の枠の外だと思っている。



委 員 長：ここで定義は、大きな意味での事業者でなく、この条例の中での言葉の定義である。

上村委員：市民の定義で在住・在勤・在学は分かる、その後の市内で事業を営む者を事業者の項目の事業を営む者に入れたら良いと思う。

事 務 局：事業者を市民に含めようという方向では一致しています。定義をどうするかが問題ですので、条文化の中で整理したいと思います。

依田委員：事業者を定義しておかないと、事業者の責務として社会的貢献に努めるということを言いたいのに、分からなくなってしまう。市民で

あると同時に、そこにある事業者という自覚を持って社会的貢献に努めて欲しい。

委員長：次に市民の役割について検討します。市民の権利はありますが、事業者の権利は有りません。事業者の権利があっても良いと思いますが、いかがですか。

小谷野委員：市民の役割に市民と事業者の権利・責務が両方入るということですか。

委員長：章立ても分けるかどうかということになります。

飯田委員：全般に通じるが、努力規定や義務規定を整理しなといけないと思う。
事業主と事業者が整理されていない。

委員長：事業者は、集合体を言っている、個人を言うわけではない。個人は市民に入る。

飯田委員：大学もNPOも、法人そのものである。

原口副参事：行為をする人と名宛人との関係だと思います。条文を作りながら整理をしていきたいと思います。条文を作りながらわかりやすく解説も作っていきたいと思います。

事業者の権利を入れたほうが良いという議論があります。市民の権利として規定している以外に事業者の固有の権利として規定することが何かありますか。市民と同じ権利がありますが、社会的に役割が大きいから責務を書くということにしましょう。

市民と事業者の定義の仕方も出来るだけ分かりやすく工夫して条文化します。

上村委員：条文は短いほうが分かりやすいと思います。流れの中で誤解の無いような条文を考えていただきたい。

委員長：市民の役割は、市民の権利、市民の責務、事業者の責務の3項目にします。次に市議会について検討します。

新委員：議員の責務として、市民の代表ですから人格形成に努めることが必要だと思いますが、自己研鑽で統括するかどうかですね。

原口副参事：市議会のことを市長が提案できるかという議論もある。議会のことは議会が決めるということもある。市民の方から議会についてこういった提案があったということならば提案できると思う。

依田委員：自己研鑽は、まちの将来を見据えるための自己研鑽だと思うので、

具体性を入れて欲しい。

清水委員：選挙で市民の方から選ばれた人たちなので、議員としての責務まで基本条例の中で規定するのは難しいと思うので、この案で良いと思う。

依田委員：地盤のことだけしか考えていない議員と、熊谷市全体のことを考えている人との差があるので、研鑽を積んでもらわないといけない。

清水委員：選挙のときに議員の選挙公約を聞き、市民の方が投票して選ばれた人たちである。

梁瀬委員：議員のレベルが低いというのは、市民のレベルが低いということにつながると思う。

小谷野委員：市民の意向把握に努め、自己研鑽に努めというのでは範囲が狭いと思う。

委員長：これ以上書けないと思う。

小谷野委員：この条例の目的を実現するために
というように、表現を改めたらいか
がかと思う。

上村委員：外向きに自己研鑽でなく、事業者の
責務にある社会的貢献に努めるよ
うな適切な言葉があれば良い。

新委員：市の発展に努める。

委員長：自己研鑽よりは、社会的貢献に努めたほうが良いと思う。先
に進みます。執行機関について検討します。

上村委員：職員の責務に一市民としてあるが、整合性がとれていないと思う。

新委員：職員は全体の奉仕者であり、かつ、一市民でもあるということ。

清水委員：地域住民の視点に立ちという表現はいらないと思う。地域住民と枠
をはめてしまうと、市外から通勤している職員もいるので、あえて
地域住民と入れないほうが良い。

出浦委員：地域住民の視点に立ちと入れたほうが良いと思う。

依田委員：私も入れたほうが良いと思う。他の市から通勤していても熊谷市民
と同じような視点でまちづくりの推進に当たること。

清水委員：地域という言葉がどこを指すのか不明である。



委員長：住民の視点に立ってまちづくりの推進に当たって欲しいという意味です。

小谷野委員：市長の責務にこの条例の目的遂行とあるが、条例を作ったのだから一生懸命やってくださいという意味ですね。

委員長：他の教育委員会等の執行機関については規定しなくて良いのですか。

原口副参事：規定したほうが良いと思います。他市でも規定している例があります。

清水委員：他市では、市長が他の執行機関の長を兼ねているところもあるのです。

原口副参事：農業委員会の会長を兼ねているところはあります。

事務局：市長を強調したいところですから、市長だけ別に規定します。

委員長：参加及び協働について検討します。

新委員：附属機関等に委員公募を行うとともにとあるが、公募を原則としと表現を改め、出来るだけ公募を広げていったほうが良い。そのほうが良い人材が集まると思う。

原口副参事：委員全員公募でなく、委員の一部を公募という理解でよろしいですか。委員をお願いするときに、各分野の代表の方にお願いしていますが、その中に公募委員に入っていただくという趣旨で条文を整理します。

依田委員：審議会等では、同じような人ばかりになってしまことがある。公募を原則とすれば良いと思う。

委員長：公募を原則としということにします。

梁瀬委員：附属機関はいくつ位ありますか。

原口副参事：30から50位はあると思います。

事務局：今は、一人で兼ねられる役職を絞ってお願いしています。

上村委員：情報として、附属機関がいくつあり、公募しているのが何件というようなものがあれば、もっと良く検討できたと思う。

梁瀬委員：附属機関はいくつあるかは、ホームページ等で調べることが出来ますか。

原口副参事：附属機関は条例で設置していますから、条例を探せば調べることは出来ますが、一覧となっていましたから難しいと思います。

飯田委員：章立てが、参加及び協働となっているが、内容から市民参加でひと

くくりにした方が良いと思う。また、自主的なまちづくりに自治会等を表した方が良いと思う。

出浦委員：市民参加及び協働の推進で体制整備とあるが、拠点整備や基金、協働事業提案制度といったものもここで読み込むのですか。

事務局：拠点整備や基金は、読ませるとすればこの箇所となります。例示を入れるとそれに縛られると思います。解説の部分で表現するとか検討いたします。協働事業提案制度は、7の応答責任に入ります。

小谷野委員：地域コミュニティの育成とあるが、どのようなグループを想定していますか。自治会なのか、公民館なのか、学校区なのか不明である。コミュニティの統制が取れていないとと思う。

事務局：用語では定義しますが、いろいろと重なり合ってくると思います。

委員長：時間が経過しましたがどうしましょうか。

事務局：この議論は、今日で締めたいと思う。今日出来なかった部分で気づいた点があれば、事務局に連絡をいただきたい。

委員長：次回は前文の検討に入ります。

(4) 諸連絡

①次回会議について

1月13日（土曜日）午前9時から熊谷市役所302会議室で行います。

(5) 閉会

企画課長